

みえ元気プラン
(最終案)

三 重 県

《子ども・福祉部 抜粋版》

目次

第2章	みえ元気プランで進める7つの挑戦（子ども・福祉部関係部分）	
	（6）次代を担う子ども・若者への支援・教育の充実.....	1
第3章	政策・施策（子ども・福祉部主担当6施策）	
施策13-1	地域福祉の推進.....	11
施策13-2	障がい者福祉の推進.....	15
施策15-1	子どもが豊かに育つ環境づくり.....	19
施策15-2	幼児教育・保育の充実.....	21
施策15-3	児童虐待の防止と社会的養育の推進.....	23
施策15-4	結婚・妊娠・出産の支援.....	25

(6) 次代を担う子ども・若者への支援・教育の充実

1 支援の充実

現状と課題

- 経済や環境など、あらゆる分野でグローバル化が進むなど、変化の激しい社会にあって、子ども・若者は、一人ひとりが権利の主体として尊重され、豊かに育つことで、これからの未来を創造していく力を身につけ、新しい三重づくりを進める人材となることが期待されています。
- 一方で、主に保護者の経済的困難に起因する「子どもの貧困」や児童虐待は依然としてあり、子どもの安全・安心を脅かし、健全な育ちを阻害する大きな要因となっています。
- また、少子高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの交流機会や体験機会が減少するとともに、ヤングケアラーや不登校などをきっかけとしたひきこもり等の課題が顕在化し、子ども・若者の豊かな育ちや自分らしい生き方に影響を及ぼすことが懸念されています。
- これらの困難を抱える子ども・若者が、自分らしく豊かに育つことができない状況を打破するためには、貧困の連鎖や暴力の連鎖を解消し、生まれ育った環境に左右されずに、夢と希望を持って育つことができるよう支援していく必要があります。

● 困難を抱える子どもの状況

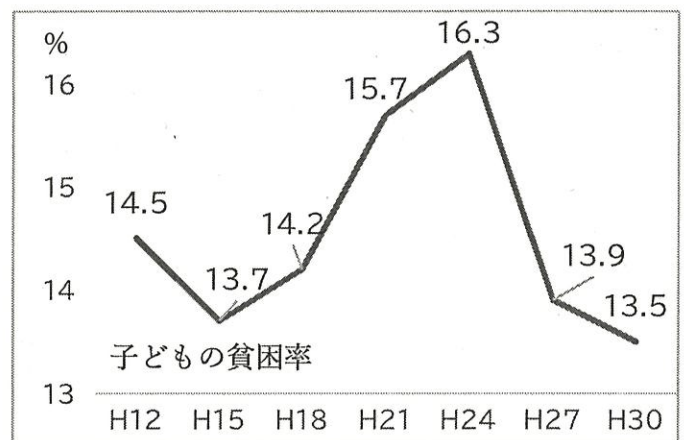
(子どもの貧困)

「子どもの貧困」とは、子どもが、経済的困難や、経済的困難に起因して発生するさまざまな問題(病気や発達遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学習や進学機会の喪失等)を抱えている状況ととらえています。

全国の相対的貧困率の推移をみると、子どもの貧困率は13.5%となっており、約7人に1人が貧困状態にあります。

また、ひとり親世帯では48.1%となり、約2人に1人が貧困状態にあります。

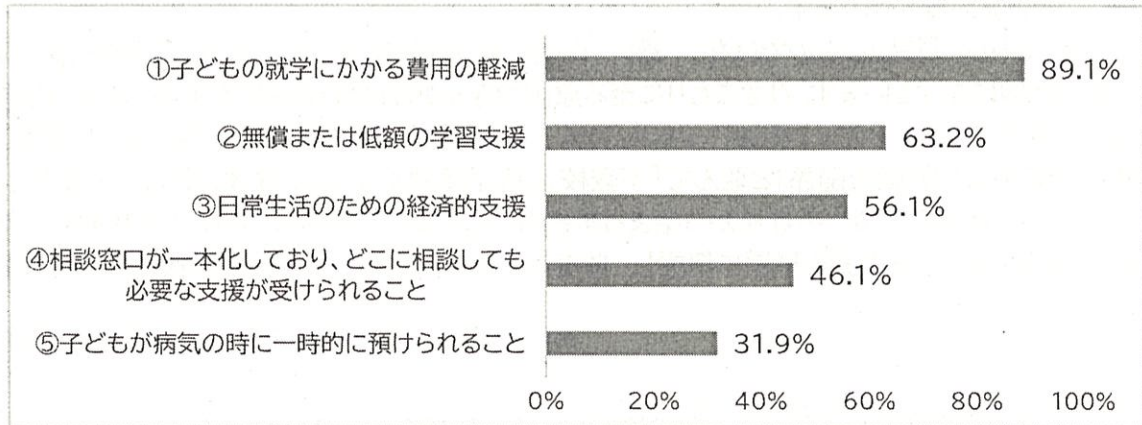
平成30年 国民生活基礎調査



生活に困窮する家庭等に対して行った生活実態調査においても、子どもの成績や進学、教育について心配している保護者や、経済的に余裕があれば学習塾に通わせたいと考えている保護者が多いことが判明しました。また、保護者が思う子どもについて充実してほしい支援は何かという問いに対しては、「就学に係る費用の軽減」や「学習支援」が上位を占める結果となりました。

生活保護世帯の子どもの高等教育機関への進学率は低い傾向にあることや前述の調査結果からも、子どもの貧困対策として、教育や学習支援の充実に取り組む必要があります。

子どもの生活実態調査（令和元年 三重県）



（子どもについて充実してほしい支援(保護者)について)

（児童虐待・社会的養育）

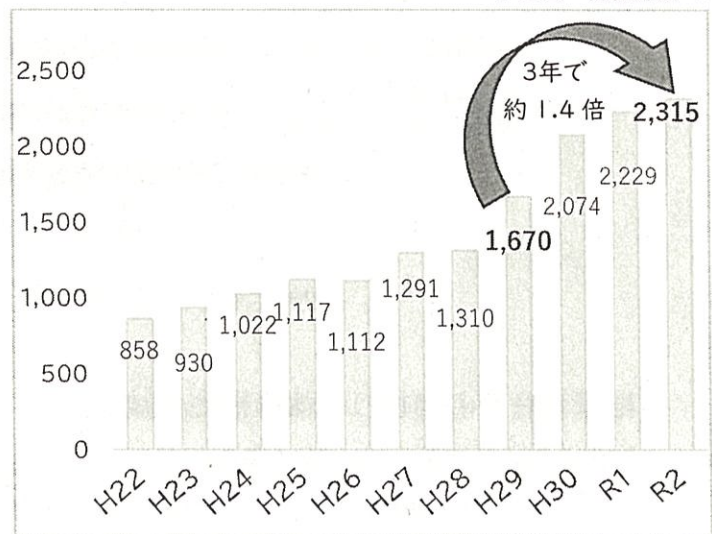
県内の児童虐待相談対応件数は、近年2,000件を超えて推移しており、令和2年には2,315件となり、3年間で約1.4倍となっています。

今後、面前DVなどの心理的虐待、子育ての悩みなどに関する相談の増加や、相談内容のさらなる多様化・複雑化が想定される中、それらが身体的虐待やより重篤な虐待事案につながらないように、市町や警察等の関係機関との連携の充実を図り、児童虐待の対応力の強化などに取り組む必要があります。

また、保護者による適切な養育が受けられない子どもが三重県内に約500人おり、それらの子どもは、「家庭養育優先の原則」に基づき、より家庭に近い環境で養育されることが求められています。一方で、児童養護施設や里親家庭等で生活する子どもは、施設や里親家庭から巣立ったあと、保護者等からの支援が望めないことや社会経験の乏しさから、大学等の中退や離職により生活困窮に陥ることが多くあります。

そのため、里親委託の推進や児童養護施設等の小規模化などに加え、自立支援の充実に取り組む必要があります。

子ども・福祉部調べ



（三重県内の児童虐待相談対応件数）

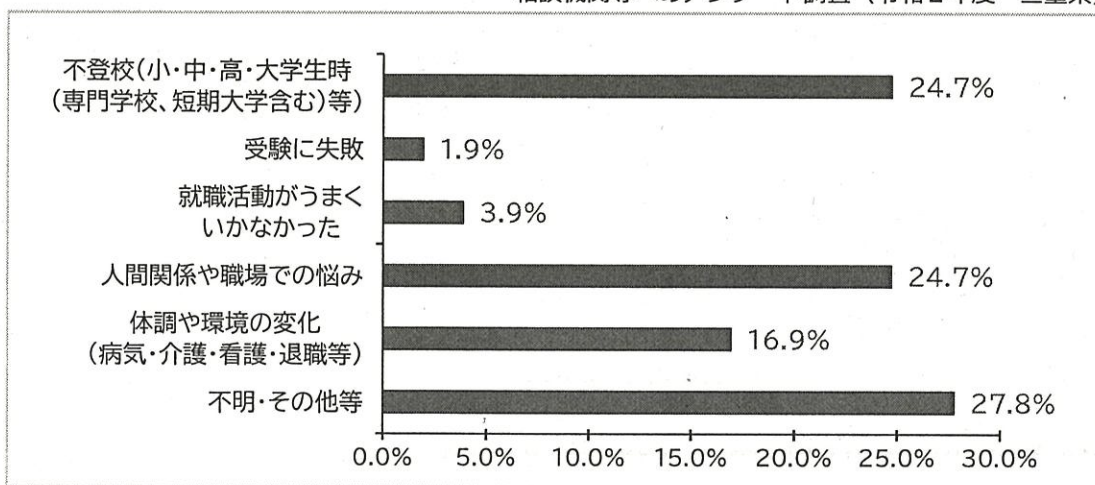
(ヤングケアラー、ひきこもり)

家事や家族の世話など、本来大人が担うと想定されているような、年齢等に見合わない重い責任や負担を負うことで、本当なら享受できたはずの、学習や部活動に励む時間や友人と過ごす時間などの「子どもとしての時間」が持てない子ども、いわゆるヤングケアラーは、これまでも存在していたと推測されるものの、課題として認識されていなかったものです。

ヤングケアラーは、家庭内の問題であること、本人や家族に自覚がないことなどから支援が必要であっても表面化しづらい構造であり、子どもの豊かな育ちのためにも、早期に発見し、適切な支援につなげる必要があります。

ひきこもりは、「特別なものではなく、誰にでも起こりうるもの」であり、あらゆる世代に関わる大きな社会問題になっています。ひきこもりに至る原因やきっかけは多種多様ですが、県内の相談支援機関を対象にしたアンケート調査によると、ひきこもり状態になった主なきっかけは、人間関係や職場での悩みなどの「就労関係」と並んで「不登校」の割合も高くなっています。中高年のひきこもり当事者も多くみられますが、不登校から始まる事例も少なくないことから、ひきこもり状態が長期化することのないよう、当事者を早期に把握し、当事者やその家族に寄り添った支援に取り組む必要があります。

相談機関等へのアンケート調査（令和2年度 三重県）



(ひきこもり状態になった主なきっかけ)

(地域社会での関わりや体験機会の減少)

年代の異なる子どもの交流や家族以外の大人との関わりなど、さまざまな体験をすることは、子どもたちが学校では得られない学びを得たり、新たな価値を見出すことにより、夢や将来を広げるきっかけになるなど、子どもの豊かな育ちのためには非常に重要であると考えられます。しかし、少子高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響などにより、地域社会でのつながりが希薄化し、人とのふれあいが減少しているため、子ども食堂等の「子どもの居場所」の確保や、子どもたちが多くの大人と関わる機会、さまざまな体験機会の創出が必要です。

取組方向

- 変化の激しい時代・社会において、未来の三重県を担う子どもたちが、生まれ育った環境に関わらず、権利の主体として尊重されて豊かに育つために、子どもの貧困対策に取り組みます。
- また、子どもの安全・安心を確保し、豊かな育ちにつなげるため、児童虐待防止に向けた取組を強力に進めるとともに、社会的養育の充実を図ります。
- 加えて、これらの取組を、県はもちろん、市町や企業、団体などのさまざまな主体が一体となり、それぞれの強みを生かして支える地域社会づくりに取り組みます。

◆子どもの貧困対策

(学習支援の充実)

- ・子どもの貧困や、その連鎖の解消に向けて、地域や子どもの居場所、企業・団体等と連携し、身近な地域での学習支援に取り組みます。
- ・経済的な理由により修学が困難な子どもに対して、修学支援制度による支援に取り組みます。

(ひとり親家庭への支援)

- ・ひとり親家庭の経済的な困難の解消に向けて、就労支援等に取り組みます。

◆児童虐待防止と社会的養育の充実

(児童虐待防止に向けた取組)

- ・子どもの安全を最優先に考えた虐待対応に向けて、AI技術等を活用し、児童虐待対応力の強化に取り組みます。
- ・児童相談体制の強化に向けて、児童福祉司等の専門職の増員や専門人材の育成に取り組みます。
- ・地域での児童虐待の未然防止等に向けて、要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携強化に取り組むとともに、「こども家庭センター」の整備や人材育成に取り組む市町の体制強化を支援します。

(社会的養育の充実)

- ・子どもが家庭的な養育環境で育つことができるよう、フォスターリング機関の整備を進め、里親委託の推進に取り組みます。
- ・児童養護施設等の小規模化やグループケア化、地域分散化等を推進します。
- ・施設等から巣立つ子どもの円滑な自立に向けて、施設等退所前から退所後まで切れ目のない自立支援に取り組みます。

◆ヤングケアラー、ひきこもりへの支援

(ヤングケアラーへの支援)

- ・ ヤングケアラーと呼ばれる子どもたちが抱える負担が解消され、子どもとしての時間を確保し、健やかに成長できるよう、実態調査等により判明した課題を整理し、対策の検討を進め、効果的な支援体制の構築に向けて取り組みます。

(ひきこもりへの支援)

- ・ ひきこもりに関する正しい理解を促すため、情報発信や普及啓発に積極的に取り組むとともに、関係機関と連携して切れ目のない継続的な支援を行うため、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った包括的な支援体制づくりを進めます。
- ・ 社会との接点を持つ最初のステップとして、ひきこもり当事者が家庭以外に安心できる場や人とつながる機会の提供に向けて、デジタル技術の活用を含め、市町等と連携した取組を進めます。

◆子どもの居場所づくり、体験機会の創出

(子どもの居場所づくり)

- ・ 学校や家庭以外で、子どもやその保護者などが気軽に集うことができる子ども食堂などの「子どもの居場所」づくりや運営の支援に取り組みます。

(体験機会の創出)

- ・ 児童館、放課後児童クラブ・子ども教室、「子どもの居場所」等における、さまざまな体験機会の創出等に取り組みます。
- ・ さまざまな体験や交流機会を提供するため、地域で子どもの育ちを支える活動を促進する多様な主体が子ども・子育て支援に関わる機会の創出に取り組みます。

2 教育の充実

現状と課題

(自分らしく豊かに生きるために)

- 少子・高齢化の進行、グローバル化やデジタル化の進展等により、これまでの社会のシステムや人びとの価値観が大きく変わり、これからの時代を生きていくために求められる資質・能力も変化しています。

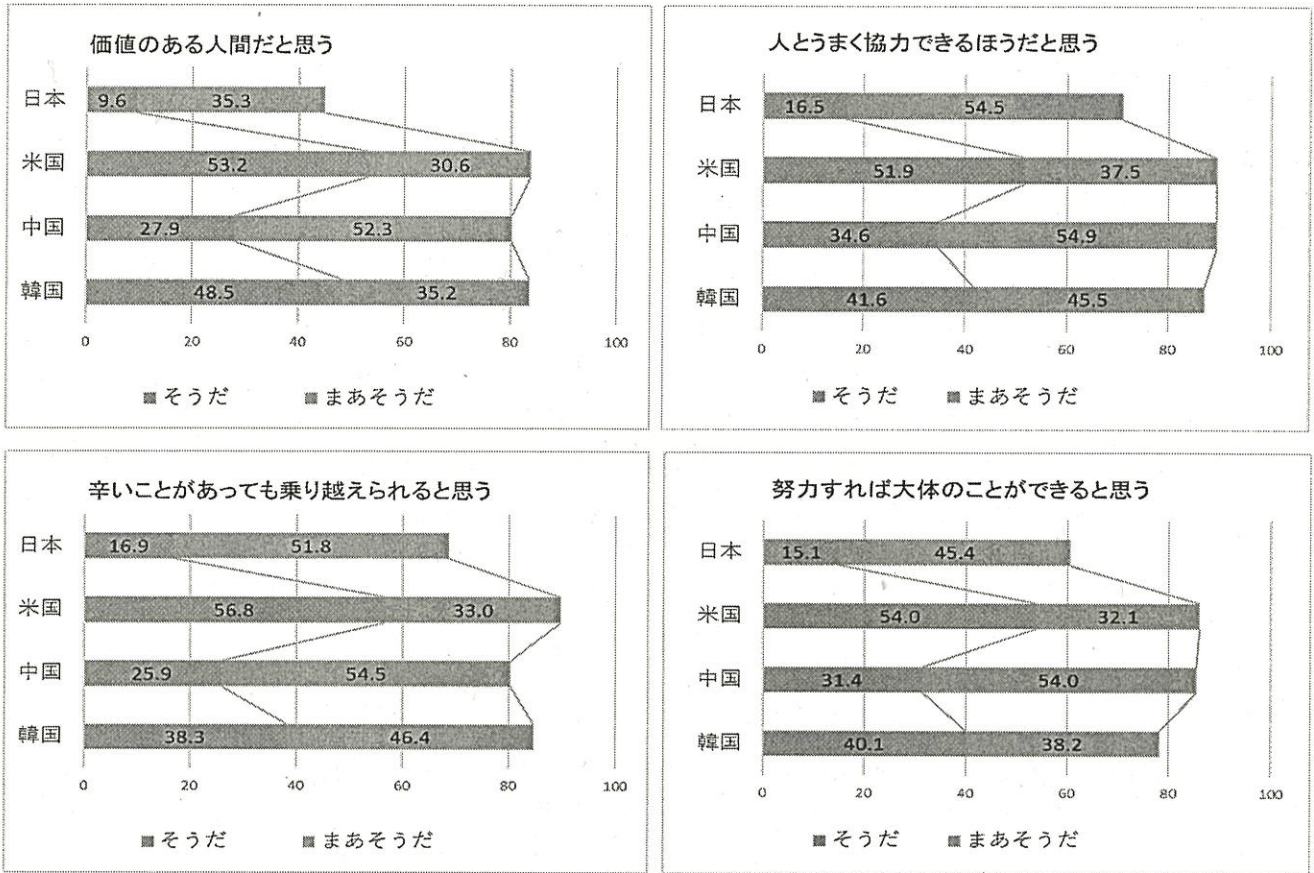
そのような社会で、変化を前向きに受け止め、課題と主体的に向き合いながら、自ら学び、考え、多様な人々との協働などを通して、人生100年時代を自分らしく豊かに生きていける力を育てていく必要があります。そして、子どもたちそれぞれがこれからの社会を構成する一員として、持続可能な未来の創り手となっていくことが大切です。

(自己肯定感・学び続ける姿勢)

- 日本の高校生は、諸外国の高校生に比べ、「価値のある人間だと思う」「人とうまく協力できるほうだと思う」「辛いことがあっても乗り越えられると思う」「努力すれば大体のことができると思う」などの自己肯定感や挑戦心のいずれの項目においても、「そうだ」「まあそうだ」と回答した割合が低い状況にあります。

子どもたち一人ひとりが自信をもって成長できるよう、学校内外の活動や日々の生活において、自らの力を高めるために努力したり、自分の夢や目標に向かって挑戦したりすることや、他者との関わりの中で認められたり、信頼関係を築いたりすることで、長所だけでなく短所を含めた自分らしさを受け止めることなどを通じ、自己肯定感を高めていく必要があります。また、学ぶ意義や目的を理解し、自分なりの学び方を工夫できる力を習得し、生涯にわたり、能動的に学ぶ姿勢を身につけることが大切です。

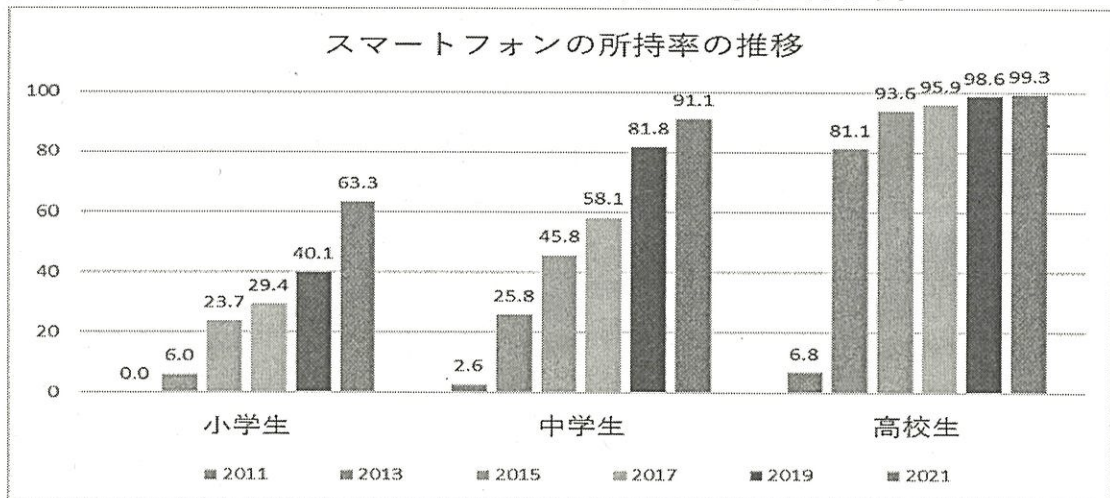
高校生の心と体の健康に関する意識調査(平成30年3月 国立青少年教育振興機構)



(デジタル化の中での学び)

○ コロナ禍において、学校は学習機会の提供や学力保障という役割だけでなく、他の児童生徒との直接の関わりや、体験活動を通じて多様な価値観にふれ、社会性・人間性を育む機能が重要であることが再認識されました。また、オンラインによる授業など、1人1台端末等を活用した学びが大きく進展しました。

デジタルネイティブの子どもたちには、ICT環境を活用し一人ひとりの興味・関心や習熟度に応じた学びを効果的に進めるとともに、情報の真偽を見極め、適切に活用する情報モラル、情報リテラシーなどのデジタル・シティズンシップを高める必要があります。



青少年のインターネット利用環境実態調査(内閣府)

(誰もが安心して学べる環境)

- 一人ひとりが尊重され、誰もが自分らしく参画し、活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けた取組が進められています。

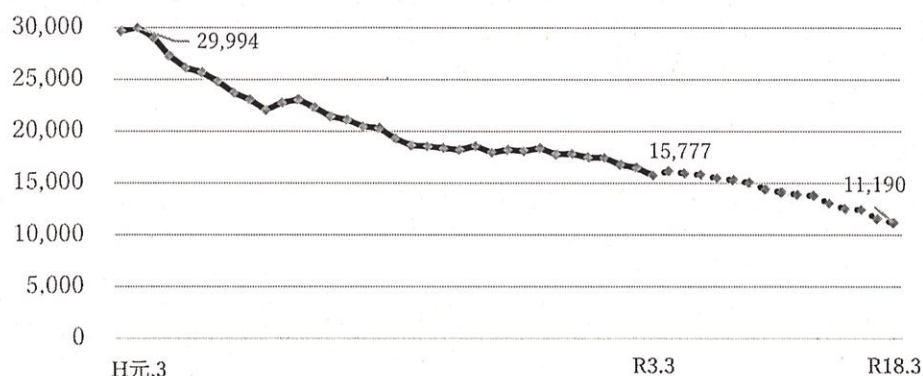
そういった取組が進められる中、特別な支援が必要な児童生徒や不登校の状況にある児童生徒、外国につながる児童生徒など、さまざまな教育的ニーズのある子どもたちが将来の自立と社会参画に必要な力を育むことができるよう、きめ細かな支援を行い、誰もが安心して学べる環境を整えていく必要があります。

(地域における高等学校のあり方)

- 少子化により、地域によっては、これまでと同じような学習活動や部活動を維持することが難しくなっています。

今後の地域における高等学校のあり方について検討を進めるとともに、学校間をつないだ学習活動の充実、持続可能な部活動への移行等の取組を進める必要があります。

三重県における中学校卒業生数の推移と予測（含社会増減）（H元年3月～R18年3月）



教育委員会事務局調べ

◆ 変化する社会の中で豊かに自分らしく生きる自律した学習者を育てる教育

(自己肯定感を育むために)

- 子どもたちがこれからの社会を豊かに自分らしく生きていくために、その礎となる自己肯定感を高める教育活動に関する指針をまとめ、家庭や地域と連携しながら、各教科の授業をはじめ学校行事や生徒会活動など学校の教育活動全体において、教職員が共通理解を持って取り組むことで、発達段階に応じて自己肯定感を育みます。

(自律した学習者を育てる学び)

- 社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力を育むため、学校と社会との接続を意識し、発達段階に応じたキャリア教育を計画的に実施します。高等学校では、これからの変化の激しい時代に主体的に学び続けるマインドを高めるため、入学後の早い段階に、学ぶ意義を理解し学び方などを考える機会を創出し、自律した学習者の礎を築きます。そのうえで、将来とのつながりを見通しながら進路を決定する力や、多様な人びとと協働して人間関係を築く力などを身につけられるよう、実社会での課題解決をめざす探究的な活動や教科横断的に学ぶSTEAM教育、地域の産業や特色を題材にした地域課題解決型学習を進めます。これらは、高い専門性や絶えず変化する社会の動きを取り入れるため、大学や企業と連携して取り組むとともに、これから求められる資質がどのように変化したかを取組の前後に把握する三重県モデルを構築して、進めます。

(グローバル教育)

- 地球規模の課題が地域にも複雑に影響を及ぼすグローバル社会に対応していくため、オンラインとリアルの双方による海外留学や海外研修等を推進し、語学力やコミュニケーション力だけでなく、次代を担う人材に必要なグローバルな視野や志を持ちながら、高い目標に挑戦しようとする意欲の向上を図ります。同時に、郷土三重への理解を深め、自信と誇りを持って語れるよう、地域の豊かな文化や歴史、伝統行事等に関する郷土教育を進めます。

(デジタル社会に対応した学び)

- 1人1台端末などのICTを活用し、習熟の程度や学習履歴に応じた個別最適な学び、他の学校や地域・海外との交流、探究型学習での実験・分析など、学びを変革します。子どもたちがデジタル社会で活躍できるよう、農業学科や工業学科を設置する学校を中心に、企業の協力を得てスマート農業やAI、ロボティクス、データサイエンスなど、先端技術に係る学びを進めます。デジタルネイティブの児童生徒が、これからの時代に必要な情報リテラシーと情報モラルを身につけるデジタル・シティズンシップ教育に取り組みます。

(読書および文化芸術活動)

- 一人ひとりがより豊かな人生を送るために、生涯にわたって学び続けることがこれまで以上に重要となっています。読書や体験活動を通じて、歴史や文学、科学、芸術等、さまざまな分野への関心を高め、幅広い視野や知識を統合して考える力を育む拠点として、学校図書館の活性化や文化芸術活動等を推進します。

(これからの部活動)

- 仲間とともに励まし合い、高め合いながら、責任感や連帯感、自主性など豊かな人間性や社会性が育まれる部活動について、持続可能なものとしていくため、特に中学校における段階的な地域移行が円滑に進むよう取り組みます。部活動指導員等の専門人材について、効果的な配置を進めます。

◆一人ひとりが安心して持てる力と可能性を伸ばすことができる教育

(将来の自立と社会参画に向けて)

- 特別な支援が必要な児童生徒や不登校の状況にある児童生徒、外国につながる児童生徒など、さまざまな子どもたちの教育的ニーズに応じたきめ細かな支援を充実し、一人ひとりが持てる力と可能性を伸ばし、将来の自立と社会参画に必要な力を育む取組を進めます。特別な支援が必要な児童生徒に関しては、インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、それぞれの教育的ニーズに応じた学びの場での指導・支援を充実するとともに、障がいのある子とない子が交流し、学びあえるよう取組を進めます。不登校の子どもたちが社会的に自立することができるよう、心理や福祉などの専門人材を活用した支援体制を充実するとともに、アウトリーチ型の支援も進めます。外国につながる児童生徒には、共生社会の一員として活躍できるよう、特に高等学校での学びの継続と希望する進路実現のためのキャリア教育を進めます。県立の教育支援センターや夜間中学など、さまざまな学びや交流の場についても検討を進めます。

(いじめをなくすために)

- いじめや暴力のない安心できる学び場づくりに向け、道徳教育、人権教育をはじめ教育活動全体を通じて、全ての子どもたちにいじめをなくそうと行動する力を育むとともに、いじめ防止応援サポーター等の協力を得て、社会総がかりでいじめ防止に取り組みます。電話相談や SNS 相談に加え、学習端末の活用や家庭との連携などによりいじめを訴えやすい環境づくりを進めます。認知したいじめについて、迅速、確実に対処していくため、いじめに係る情報をデジタル化して関係者が共有するとともに、専門人材の拡充や教職員研修など、学校における相談、支援体制を充実します。

(レジリエンス教育)

- 学校生活や友人関係などでつまずいたり、思うようにいかなかったりする状況に直面した場合、しなやかに受け止めて、乗り越えていけるよう、物事の見方や考え方には多様なとらえ方があることや、ポジティブな感情を持つこと、周りに支え応援してくれる人がいることに気づくなど、ソーシャルスキルトレーニングの手法を取り入れたレジリエンス教育に取り組みます。

(人口減少への対応)

- 少子化が進む中においても、これからの時代に求められる学びを提供していけるよう、県立高等学校の学びと配置のあり方について、それぞれの地域の活性化協議会において具体的な内容を丁寧協議し、検討を進めます。また、県立高等学校通信制の改革やICTを活用して学校間をつなぐ学習など、人口減少に対応した学びを推進します。

◆教職員の資質向上

(より効果的な教育活動に向けて)

- 教職員が、児童生徒の主体的な学びを支える伴走者としての役割を担えるよう、教育課題に加え、時代の変化に対応した専門性を身につけるとともに、児童生徒の力を引き出す指導力の向上を図ります。また、教職員が自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動ができるよう、働き方改革を推進します。

施策 13-1 地域福祉の推進

施策の目標

(めざす姿)

高齢者、障がい者、子育て家庭、ひきこもりなどの生きづらさを抱える人が、自らの属性や抱えている課題に関わらず、質の高い福祉サービスや必要な支援を適切に受けられるよう、地域住民をはじめとするさまざまな主体が連携し、地域社会全体で支え合う体制づくりが進んでいます。

(課題の概要)

高齢化の進展や単身世帯の増加に伴い、地域の福祉サービスを支える担い手が不足しています。また、地域、家庭、個人が抱える課題が複合化・複雑化する中で、ひきこもりなどの生きづらさを抱える人が増加することが懸念されます。

現状と課題

- 高齢化の進展や単身世帯の増加、生産年齢人口の減少に伴い、地域の支援ニーズが多様化するとともに、福祉サービスを支える担い手が不足し、サービス水準の低下につながる可能性があります。地域でさまざまな課題を抱える人が質の高い福祉サービスや必要な支援を受けられるよう、地域住民をはじめとするさまざまな主体が積極的な情報共有や連携を図り、既存の福祉制度や分野の枠、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、社会全体で支え合う体制づくりを、より一層進める必要があります。
- 少子高齢化のさらなる進展に伴い、いわゆる「8050問題」が「9060問題」に発展し、ひきこもりが長期化するなど、地域、家庭、個人が抱える課題がさらに複雑化・複合化・深刻化する中で、ひきこもり当事者やその家族をはじめ、自殺のリスクを抱える人、矯正施設からの出所者など、生きづらさを抱える人が増加することが懸念されます。生きづらさの背景にはさまざまな事情や原因があるため、個々の状況に応じた適切な支援につなげられるよう、生きづらさを抱える人に寄り添った切れ目のない支援体制の構築や支援に向けた社会全体の機運醸成を図る必要があります。
- 経済情勢の見通しが不透明な中、新型コロナウイルス感染症の影響により急増した生活困窮世帯の自立に向けた支援に取り組む必要があります。生活困窮状態の背景にはさまざまな要因があるため、世帯ごとの状況に応じた丁寧な相談対応、生活保障や自立に向けた支援が必要です。
- 誰もが暮らしやすいユニバーサルデザイン(UD)のまちづくりに向け、一人ひとりがおもいやりのある具体的な行動につなげられるよう、さまざまな主体と連携し、UDの意識づくりに取り組むことが必要です。また、誰もが安全で自由に移動でき、安心して快適に過ごせる施設等の整備が必要です。
- 戦後生まれの世代が人口の大部分を占め、戦没者遺族の高齢化や戦争の記憶の風化が懸念されることから、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承していく必要があります。

取組方向

■ 基本事業1： 地域福祉活動の推進と質の高い福祉サービスの提供

市町や社会福祉協議会との連携を深め、民生委員・児童委員等、地域福祉の推進役となる担い手の活動を支援するとともに、世代を超えた地域住民同士の支え合いや、企業など他分野からの地域活動への参加等を通じた地域づくりを促進します。また、相談者の属性や相談内容等に関わらず包括的に相談を受け止め、さまざまな分野の主体が連携して必要な支援を行う重層的な支援体制の整備が進むよう、市町の取組を支援します。さらに、社会福祉施設および事業所に対して効率的な指導監査等を実施し、福祉サービスの質の向上や業務改善につなげます。

■ 基本事業2： 生きづらさを抱える人の支援体制づくり

ひきこもり当事者やその家族をはじめとする、生きづらさを抱える人が、社会から孤立することなく、自分らしい生き方を選択し、希望を持って安心して生活できるよう、市町等と連携し、相談支援体制の構築に向けた支援や、居場所等社会資源の整備・活用に向けた支援、多様な担い手の育成・確保、地域の支え合いによる社会全体の機運醸成に取り組めます。

■ 基本事業3： 生活困窮者の生活保障と自立支援

さまざまな課題を抱えた生活に困窮する人に対して、一人ひとりに寄り添い、自立に向けた解決型支援やつながり続けることをめざす伴走型支援を行うとともに、相談支援従事者の支援スキルの向上やアウトリーチ(訪問型)支援の充実により、これまで支援が届かなかった人も必要な福祉サービス等を適切に受けられるよう取組を進めます。また、生活保護が必要な人に対して、適正な保護の実施を進めます。

■ 基本事業4： ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

多様性を認め合い、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」に基づき、ヘルプマークの普及啓発や三重おもいやり駐車場利用証制度の適正な運営等を進めます。また、ユニバーサルデザイン(UD)に配慮した施設整備を推進するとともに、公共交通のバリアフリー化を促進するため、鉄道駅のバリアフリー化支援やUD タクシーの導入促進等に取り組めます。

■ 基本事業5： 戦没者遺族等の支援

県戦没者追悼式や沖縄「三重の塔」慰霊式の開催等により、戦争犠牲者への慰霊や遺族への支援を行います。また、式典への若い世代の参加を促進し、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えていきます。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の 目標値	項目の説明
多機関協働による包括的な相談支援体制を構築している市町数	9市町	29市町	相談者の属性や抱える課題等に関わらず、分野横断的に相談に応じる窓口が整備され、また、相談支援包括化推進員等が中心となり、役割分担や支援の方向性を明確にする会議体や仕組みを活用しながら連携支援に取り組んでいる市町の数
アウトリーチ支援員による面談・訪問・同行支援件数(延べ)	169件	300件	三重県生活相談支援センターのアウトリーチ支援員が、ひきこもり当事者やその家族等に対し、面談や訪問、通院同行等を行った延べ件数
UD タクシーの導入率	7% (2年度)	29%	三重県内におけるタクシー全体に占める UD タクシー車両の割合

[Faint, illegible text at the top of the page]

[Faint, illegible text in the upper middle section]

[Faint, illegible text in the middle section]

[Faint, illegible text in the lower middle section]

[Faint, illegible text in the lower middle section]

[Faint, illegible text in the lower middle section]

[Faint, illegible text in the lower middle section]

[Faint, illegible text in the lower middle section]

[Faint, illegible text in the lower middle section]

施策 13-2 障がい者福祉の推進

施策の目標

(めざす姿)

障がい者が必要な支援を受けながら、自らの決定や選択に基づいて生活・就労する機会を確保するため、グループホームなどの居住の場や日中活動の場の確保、多分野での就労支援が進んでいます。また、障がいの有無に関わらず、誰もが尊重し合いながら共生する社会の実現のため、障がい者の差別解消および虐待防止、情報保障など、障がい者の権利を守るための取組が進んでいます。

(課題の概要)

親の高齢化等により、グループホームへの入居や、自宅において一人で生活するための支援を必要とする障がい者が増加するとともに、障がい者の高齢化や重度化が進行し、障害福祉サービスのさらなる充実が求められています。

現状と課題

- 高齢化や障がいの重度化など、障がい福祉に関わる状況が変化し、個々のニーズがより多様化・高度化しています。障がい者が必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、生活を支えるサービスや就労支援、医療的ケア児・者への支援等をさらに充実し、障がい者の暮らしを支える体制整備を進める必要があります。
- 多様化・高度化する相談ニーズに対応するため、身近な相談から専門的なスキルを必要とする相談まで、さまざまな相談に応じられるよう、市町における相談支援と合わせて、広域的・専門的な相談支援をさらに強化していく必要があります。
- 農林水産分野における障がい者の就労拡大に向け、農福連携を推進する人材の育成やノウハウ商品の販売促進に向けた取組を進めてきています。今後、障がい者のさらなる就労拡大を図るためには、農業に加え、林業や水産業においても、特に施設外就労の拡大を進める必要があります。また、これまでの障がい者の就労促進に加え、生きづらさや働きづらさを感じている無業の若者等について、農業分野における就労をとおして、社会参画につなげていくことが期待されています。
- 精神障がい者の地域移行の取組等により、精神科病院の長期入院者数は減少傾向にありますが、退院した精神障がい者が地域生活を維持できるよう、不調を来した場合も早期かつ適切に医療や支援が受けられ、安心して生活できる体制の構築が必要です。また、依存症対策として、相談拠点や専門医療機関、治療拠点機関を整備するとともに、一般医療機関・自助グループ等との連携体制の構築を行っています。依存症の発症、進行および再発の各段階に応じた対策を講じる必要があります。
- 障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、法令等の整備が進められています。障がいを理由とする差別の解消や虐待の防止、情報保障など、社会参加の環境整備を一層進める必要があります。

取組方向

■ 基本事業1： 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実

グループホームなどの居住の場や日中活動の場など、障害福祉サービス等や地域生活支援事業のさらなる充実を図るとともに、障がい者本人のニーズをふまえた就労や職場定着等の支援、福祉事業所における工賃向上に取り組みます。また、令和3(2021)年に成立・施行された「医療的ケア児およびその家族に対する支援に関する法律」に基づき、医療的ケア児・者やその家族への支援の充実を図ります。

■ 基本事業2： 障がい者の相談支援体制の強化

就労を希望する障がい者の支援、高次脳機能障がいや自閉症、発達障がい等に係る相談への対応など、広域的・専門的な相談支援を実施し、市町による相談支援との連携を強化するとともに、相談支援を担う人材を育成することで、相談支援の一層の質的向上を図ります。

■ 基本事業3： 農林水産業と福祉との連携の促進

農林水産分野における障がい者の就労拡大に向け、農福連携に取り組む福祉事業所や農林水産事業者の経営発展を支援し工賃向上を図るとともに、施設外就労を中心に、農林水産業と福祉をつなぐ人材の育成やマッチングの仕組みづくりなどの支援体制の構築・強化に取り組みます。また、生きづらさや働きづらさを感じている無業の若者等を対象として、農業における就労体験の促進、受入れ先となる農業者の確保を図り、社会参画につなげていきます。

■ 基本事業4： 精神障がい者の保健医療の確保

精神障がい者や家族が、適切な医療や支援を受けて安心して自分らしく暮らせるよう、精神障がい者の地域移行の取組やアウトリーチ、精神科救急医療体制の充実など、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を図ります。また、依存症に関する啓発を実施するとともに、相談・治療体制の充実や、各地域における連携体制の構築を通じて、依存症当事者とその家族等への支援に取り組みます。

■ 基本事業5： 障がい者の差別解消および虐待防止と社会参加の推進

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の普及啓発、障がいを理由とする差別の解消のための支援体制等の強化や、障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応のための取組を進めるとともに、情報コミュニケーションに係る支援、芸術文化活動などへの参加機会の充実など、障がい者の社会参加環境の整備に取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の 目標値	項目の説明
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数	1,930人 (4年2月末時点)	2,480人	居住支援系サービスであるグループホーム(共同生活援助)や自立生活援助を利用することで、地域で生活している障がい者数
就労において支援を必要とする障がい者の一般就労における定着率	77.7%	82%	障がい者就業・生活支援センターが支援し一般就労した障がい者の就労1年後の定着率
医療的ケア児・者コーディネーター養成者数	153人	300人	県が実施する医療的ケア児・者コーディネーター養成研修の修了者数
農福連携に係る取組において農林水産の作業に新たに就労した障がい者数	49人	76人	福祉事業所と農林水産事業体において、コーディネーター等の支援により農林水産業に新たに従事した障がい者の人数
「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づく相談支援件数	7件	27件	「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の規定に該当する相談(合理的配慮等)に対し、障がい者差別解消専門相談員が対応を行った件数

施策 15-1 子どもが豊かに育つ環境づくり

施策の目標

(めざす姿)

生まれ育った環境に関わらず、子どもが権利の主体として尊重され、豊かに育つことができるよう、企業や団体等のさまざまな主体による支援の拡大や、子どもの居場所の確保が進んでいます。また、ひとり親家庭や経済的に困窮している子育て家庭、ヤングケアラー、発達に課題を抱える子どもなど、支援を必要とする子どもやその保護者を適切な支援につなげるため、地域における支援体制の構築が進んでいます。

(課題の概要)

少子化の進展や核家族化、地域社会でのつながりの希薄化などにより、年代の異なる子どもの交流や地域の大人と関わる機会など、子どもの豊かな育ちに重要となる多様な体験機会が減少しています。

また、保護者の経済的困難により子どもの学習機会や体験機会等が確保されず、夢や希望を諦めてしまうことに加え、貧困が連鎖してしまう状況となっています。さらに、子どもを取り巻く環境が変化する中、新たに顕在化する、いわゆるヤングケアラーのような支援を必要とする子どもへの対応が求められます。

現状と課題

- 少子化の進展や核家族化、地域コミュニティの機能低下等により、年代の異なる子ども同士のふれあいや、地域の大人との関わりが少なくなり、子どもの頃に多様な体験をする機会が減少しています。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの体験機会が失われたことは、今後の子どもの育ちに影響を与えることが懸念されます。こうした状況もふまえて、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組む必要があります。
- 家庭形態が多様化し、地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭が社会から孤立し、子育てに悩む保護者が増えることが懸念されます。また、男性の育児休業等に関する制度整備が進み、取得率も上昇傾向にあるものの、依然として女性が家事・育児に関わる時間数は男性を大きく上回っており、引き続き、男性の育児参画の推進に取り組む必要があります。
- 生まれ育った環境に関わらず、子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備するため、保護者の経済的困難に起因する子どもの貧困について、ひとり親家庭への支援や貧困の連鎖を解消する取組が必要です。また、ヤングケアラーなどの課題に対応する必要があります。
- 発達障がいやその支援の必要性に対する認識が高まり、今後も発達支援へのニーズが増加すると想定されることから、診療体制の充実とともに、途切れのない発達支援体制の構築に向けて、市町との連携を強化する必要があります。

取組方向

■ **基本事業1：子どもの育ちを支える地域社会づくり**

地域のさまざまな主体が子ども・子育て支援に関わる機会を創出し、多様な体験や交流機会の提供をはじめとした子どもの育ちを支える活動につなげます。また、デジタル技術の進展等の環境の変化に伴う子どもの健全な育ちを阻害する要因から子どもを守る取組を進め、社会全体で子どもの豊かな育ちを支える地域づくりを進めます。

■ **基本事業2：家庭教育応援と男性の育児参画の推進**

家庭教育応援の充実に向けて、支援が必要な家庭ほど支援が届きにくいという実態をふまえ、家庭により身近な市町において、実情に応じた取組が進められるよう必要な支援を行います。また、男性が育児休業等を取得しやすい環境づくりを進めるため、企業や市町と連携し、パートナーとともに行う育児が大切であるという考え方の普及啓発に取り組み、育児を行う喜びが広まるよう機運醸成を図ります。

■ **基本事業3：子どもの貧困対策の推進**

子どもの貧困の連鎖解消に向けて、地域コミュニティや子ども食堂等の子どもの居場所、子育てサポートを行う団体や企業等と連携し、身近な地域での学習支援や体験機会の創出等に取り組むとともに、活動の担い手の掘り起こしや、活動を支える仕組みづくりに取り組みます。また、ひとり親家庭への就労支援等に取り組みます。さらに、ヤングケアラーへの効果的な支援体制の構築に向けた取組を進めます。

■ **基本事業4：発達支援が必要な子どもへの支援**

子どもの発達支援の充実に向けて、子ども心身発達医療センターを拠点として、専門性の高い医療、福祉サービスを提供するとともに、地域での支援体制を強化するため、市町における専門人材の育成や、発達障がいの診療が可能な小児科医等の確保、地域の医療機関や療育機関等との連携強化に取り組みます。また、保育所・幼稚園・小学校等における「CLMと個別の指導計画」を活用した早期支援の充実を図り、途切れのない発達支援体制を構築します。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の 目標値	項目の説明
県が関わる子ども・子育て支援活動に参加した企業・団体数(累計)	153 企業・団体	200 企業・団体	県が関わって実施される子どもの体験機会の提供や世代間交流、事業への協賛(資金的、人的支援等)など子どもの育ちや子育て家庭を支援する活動に参加した企業・団体数
子どもの居場所数	78 か所	150 か所	子ども食堂やフードパントリーなど、学校や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数
地域の医療機関に対して行う発達障がいに関する連続講座の受講者数(累計)	127 人	377 人	地域の医療機関に対して、子ども心身発達医療センターが行う発達障がいに関する連続講座の受講者数

施策 15-2 幼児教育・保育の充実

施策の目標

(めざす姿)

保育士等の処遇改善や離職防止などの取組が進んだことにより、保育士不足がなくなり、待機児童が解消されています。また、病児保育や一時預かりなど、地域で多様な子育て支援が提供されるとともに、保育従事者の研修等により、幼児教育・保育の質が向上し、子どもたちがより豊かに育つ環境づくりが進んでいます。

(課題の概要)

子どもの数は減少するものの、女性就業率の上昇などをふまえ、保護者の就労状況に応じた育児サービスと多様な子育て支援が必要となります。地域の保育ニーズに対応し、幼児教育・保育を充実させるためには、支援を行う保育士等の人材確保と資質向上が必要です。

現状と課題

- 少子化の進展により、乳幼児数は減少しますが、女性就業率の上昇等により、0～2歳の低年齢児の保育ニーズが高まると考えられます。労働力人口の減少で、保育士等の確保がより困難になると見込まれることから、待機児童の解消やより良い保育の提供、地域の子育て支援に必要となる保育士の養成、確保に向けた取組を一層推進していく必要があります。
- 幼児教育・保育は、子どもたちが健やかに育ち、生涯にわたる人格形成の基礎を培うもので極めて重要であり、公私・施設類型を問わず幼児教育・保育の質の向上が図られるよう保育従事者等の専門性の向上が必要です。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を指針として、保育所・幼稚園等と小学校との連携・接続を一層充実していくことが必要です。
- 保育所・認定こども園・幼稚園や放課後児童クラブ等の統廃合が進むと見込まれるため、地域の実情に応じて子育て支援を行う体制の維持・整備が必要です。また、地域の子育て支援が、利用できる育児サービスの「量」の拡充から、保育士等の充実した配置や専門的な育成支援等による「質」の向上を重視することとなるため、子どもの豊かな育ちに向けて、幼児教育・保育や児童の健全育成に係る支援の質の向上を推進する必要があります。

取組方向

■ **基本事業1： 幼児教育・保育サービスの充実**

保育士等の確保に向けて、保育士を養成する取組や処遇改善、離職防止に向けた取組への支援や、保育士の仕事や保育職場の魅力発信を行います。また、保育の質の確保・向上に向けて、保育士のキャリアアップにつながる研修等を行います。さらに、低年齢児保育の充実、病児保育、一時預かりなど、保護者の多様な働き方に合わせた保育を提供できるよう、先進的な取組も参考にしながら、市町の支援を行います。

幼児教育の充実に向けては、三重県幼児教育センターを核とした保育者の資質・能力の向上や、幼児教育スーパーバイザー等の派遣による幼児教育に関わる人材の専門性の向上に取り組むとともに、「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用し、小学校への円滑な接続のためのカリキュラムを編成して、その実践事例の普及等を進めます。

■ **基本事業2： 放課後児童対策の推進**

地域の実情やニーズに応じた子育て支援を充実させるため、児童が放課後を安全に過ごすための居場所となる放課後児童クラブや放課後子ども教室の運営を支援するとともに、放課後児童支援員の確保に向けて、処遇改善や資質向上等に取り組めます。また、子育て支援に必要な知識や技術等を習得するための研修を行い、地域での子育て支援の担い手となる子育て支援員を養成します。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の 目標値	項目の説明
保育所等の待機児童数	50人	0人	翌年4月1日現在における保育所等の待機児童の数
県が実施するキャリアアップ研修における各分野の修了者数(累計)	8,221人	14,000人	県が実施するキャリアアップ研修(7分野)で各研修分野を修了した保育士等の数
放課後児童クラブの待機児童数	28人	0人	5月1日現在における放課後児童クラブの待機児童数

施策 15-3 児童虐待の防止と社会的養育の推進

施策の目標

(めざす姿)

虐待被害から子どものかけがえのない命や尊厳を守るため、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が広がり、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進んでいます。また、全ての子どもが、家庭あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、子ども家庭支援の充実や里親委託の促進、施設の小規模グループケア化などの取組が進み、施設入所中から退所後まで切れ目のない自立に向けた支援を受けることができます。

(課題の概要)

児童虐待相談内容は多様化・複雑化しており、面前DV等の心理的虐待や子育ての悩みなどの相談が増加すると想定され、それらが身体的虐待や重篤な事案につながらないように対応が必要となっています。

現状と課題

- 児童虐待相談対応件数は緩やかな増加傾向となっており、近年では面前DV等の心理的虐待が増えています。子どもの安全を最優先に、適切な一時保護の実施や見守り体制の強化に取り組むため、児童相談所の人員確保や市町における体制の充実や強化、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関との連携を一層進める必要があります。
- 子どもの家庭養育優先の原則に基づき、里親委託等や児童養護施設等における小規模化、地域分散化を進めるとともに、ケアニーズの高い子どもたちに対応する必要があります。あわせて、子どもの権利擁護に配慮した取組を強化する必要があります。
- 児童養護施設等で暮らす子どもたちには、社会経験の乏しきや自己肯定感の低さなどが見受けられ、就職後の早期離職率が高くなっています。また、退所後時間が経つほど、児童養護施設等との連絡頻度が減少する傾向にあります。そのため、施設退所児童等の自立に向けて、施設入所中から退所後における切れ目のない支援体制の構築・強化を進める必要があります。

取組方向

■ 基本事業1： 児童虐待対応力の強化

児童虐待の対応にAI技術等を活用し、子どもの安全を最優先に考えた迅速な対応を進めます。また、児童福祉司、児童心理司などの専門職の増員や人材育成に取り組むとともに、子どもに関するSNS相談への対応など、児童相談の体制を強化します。

地域での児童虐待の未然防止や早期発見・対応のため、要保護児童対策地域協議会における調整機能を強化し、子育て支援機関との一層の連携を図るとともに、こども家庭センターの整備や人材育成など、市町の体制強化を支援します。

■ 基本事業2： 社会的養育の推進

社会的養護において、里親支援等を包括的に実施するフォスタリング機関を整備し、里親委託を推進するとともに、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域小規模児童養護施設の整備を進めます。また、ケアニーズの高い子どもたちが児童養護施設等において専門的なケアを受け、安心して生活できるよう、施設の高機能化や多機能化を支援します。

子どもの権利擁護について、第三者機関などを活用し、子どもの意見表明を保障する仕組みづくりに取り組みます。また、児童養護施設等を退所する児童の円滑な社会的自立に向けた支援に取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
児童虐待により死亡した児童数	0人	0人	児童相談所が把握している児童虐待により死亡した児童の数
乳児院・児童養護施設の多機能化等の事業数(累計)	13 事業	18 事業	乳児院・児童養護施設が行う、児童家庭支援センター、一時保護専用施設、フォスタリング機関等の事業数
児童養護施設退所児童等の退所3年後の就労率	56% (2年度)	68%	児童養護施設退所後、里親委託解除後3年を経過して就労している児童の割合

施策 15-4 結婚・妊娠・出産の支援

施策の目標

(めざす姿)

結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けて、地域における広域的な出会いの場の創出や、自らのライフデザインを考える取組、不妊や不育症に悩む人の負担軽減につながる支援、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てられる環境づくりに向けた取組が進んでいます。

(課題の概要)

不妊治療の保険適用など、不妊・不育症に悩む人への経済的負担の軽減につながる支援が充実され、治療が一般的となる一方、治療と仕事の両立などにおいて、精神的な負担を抱える人や、出産や育児に対して不安を抱える人に対するケアが求められています。

現状と課題

- 個人の結婚に対する考え方やライフスタイル、社会経済環境の変化に加え、若い世代の女性を中心とした人口の県外流出により未婚化が進み、出生数が減少しています。一方で、結婚した夫婦から生まれる子どもの数は2名程度を維持しており、結婚の希望がかなえられるよう出会いの支援を進める必要があります。
- 若年層の予期せぬ妊娠を防ぎ、結婚や出産、育児など自らのライフデザインを総合的に考えられるよう、妊娠・出産や性に関する医学的知識の習得や、家族の大切さなどについて考える機会となるライフプラン教育の取組が必要です。
- 不妊治療の保険適用を受けて、治療が一般的となる一方で、治療を受けてもなお、希望する状況にならない人など、これまで以上に不妊や不育症に悩む人の増加が見込まれるため、精神的負担の軽減につながる支援が必要となります。あわせて、治療を受けながら安心して働くことができる職場環境の整備も必要です。
- 核家族化や地域社会でのつながりの希薄化等により育児の負担感や不安感を解消できない親が増加しており、地域において妊産婦・乳幼児やその家族が必要な時に必要なサービスが受けられるような出産前後の支援体制の構築や支援内容の拡充が求められています。

取組方向

■ **基本事業1： 出会いの支援**

結婚を希望する人への丁寧な相談対応や出会いイベントの情報提供に加え、複数の市町と連携し、より広域的な出会いの場を創出するとともに、結婚や子どもを持つことに対する前向きなマインドを持てるよう機運醸成に取り組みます。

■ **基本事業2： 思春期世代におけるライフデザインの促進**

家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考えられるよう、思春期世代を対象とした教育や普及啓発に取り組みます。また、思春期の性の悩みや予期せぬ妊娠、妊婦健診未受診など妊娠等に悩みを抱える若年層に対して、相談しやすい体制整備を進めます。

■ **基本事業3： 不妊・不育症に悩む家族への支援**

不妊や不育症に悩む人に対して、保険適用後の不妊治療への県独自助成による経済的支援や、専門的な相談支援など、より身近な地域での当事者に寄り添った精神的支援に取り組みます。また、不妊治療と仕事の両立支援に向けて、企業の不妊治療への理解を深める取組を進めるとともに、企業における休暇制度や柔軟な勤務体制等の導入などの働きかけを行います。

■ **基本事業4： 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実**

妊娠・出産から育児に至るまでの間、切れ目なく母子保健サービスが提供されるよう、人材育成など各市町の実情に応じた母子保健体制の構築および母子保健事業の充実に向けた取組を支援します。また、特定妊婦などの育児に困難を抱える可能性がある人に対して、関係機関と連携しながら、児童虐待の早期発見・早期対応につながる体制づくりを支援します。さらに、予防可能な子どもの死亡を減らすため、小児死亡に係る情報等を収集し、多機関が連携して子どもの死亡事例の検証を行い、効果的な予防策を検討します。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
みえ出逢いサポートセンターが情報発信するイベント(セミナー、交流会等)数	346 件	450 件	県が設置するみえ出逢いサポートセンターが SNS 等により情報発信する、出会い支援に取り組む民間団体や市町が実施するイベント(セミナー、交流会等)の件数
思春期保健指導セミナーへの養護教諭の参加者数(累計)	45 人	240 人	県が医療機関に委託して実施するセミナーに参加する中学校および県立学校の養護教諭の数
母子保健コーディネーター養成数(累計)	227 人	325 人	県の研修等により養成した母子保健コーディネーターの数
不妊症サポーター養成数(累計)	72 人	264 人	治療と仕事の両立支援のために企業内で相談支援等を行う県が養成した不妊症サポーターの数

